



ともに考え・学び・行動する 消費生活プラン

(京都市消費者教育推進計画) (案)

～未来へつなごう 自然と調和し ころもゆたかな京都の暮らし～

概要版

—— 計画(案)について市民意見を募集します ——

【募集期間】 平成27年2月●●日(●)～平成27年3月●●日(●)〔必着〕

京都市では、「京都市消費生活条例」及び「京都市消費生活基本計画」に基づき、消費者被害に遭わない「自立した消費者」の育成や、京都らしさを十分にいかした消費生活モデルを発信するため、さまざまな施策を進めてまいりました。

京都市では、これらの取組を更に進め、

- 市民の皆様が、消費者被害に遭わないだけでなく、自らの消費行動が社会や環境に大きな影響を与えることに気づき、
- 「しまつの文化」や門掃き・打ち水などの伝統的な生活習慣の伝承など、京都の歴史、文化や地域力をいかした行動を進めることで、
- 京都市が持続可能な未来に向けたより良い社会となるよう、「ともに考え・学び・行動する 消費生活プラン(京都市消費者教育推進計画)」を策定することとしました。

この度、その案を取りまとめましたので、市民の皆様から御意見を募集します。皆様からの貴重な御意見をお待ちしています。

【問合せ先・送付先】

〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階
京都市文化市民局市民生活部 消費生活総合センター 市民意見募集担当
電話：075-256-1110 FAX：075-256-0801

第1章 基本的な考え方

基本的な視点

(1) 計画が期待する消費者像

- ① 自ら体験し、日常生活の中でたくましく生きる実践的な能力を育み、消費者力の向上を目指して行動する消費者
- ② 子どもや高齢者など見守りが必要な人に目を向け行動する消費者
- ③ 自分のことだけでなく周りの人々や次世代のこと、社会・経済・環境に影響することまで思いをはせて行動する消費者

(2) 本市が目指す消費者教育

- ① 市民が消費生活に関する知識や技能を身につけ、生活にいかすことで、安心・安全で豊かな消費生活を実現します。
- ② 消費者市民社会の実現を目指して、年齢階層や各々のライフスタイル（生活様式）・特性に応じた方法や場で、多様な担い手と連携し、京都らしさをいかした消費者教育を推進します。

(3) 計画のポイント

- ① 一生涯を通じて、身近な場で消費者教育を推進します。
- ② 地域の実情に応じて消費者教育の担い手等と連携を図り、取組を推進します。
- ③ 消費生活における問題点や課題を把握し、状況に応じ必要な取組を進めます。
- ④ 既に行っている環境、安心・安全、食、すまい、歩くまち、教育など京都ならではの特徴もいかしたさまざまな活動を消費者教育の視点でとらえ、体系化を進めます。

計画の位置付け

京都市消費生活基本計画の取組をより具体的に推進するための行動計画として、消費者教育を実践的に進める軸となる計画として策定します。

計画期間

平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの5年間とします。

	第2章 持続可能な未来につなぐ より良い京都づくりを目指す取組 ～京都市の特徴をいかした消費生活に関するさまざまな取組～	
--	--	--

本市においては、京都市民の消費生活を支える各行政部局が、各々の役割を発揮して、さまざまな分野で消費者教育に結びつく、持続可能な未来につなぐより良い京都づくりのための取組を行っています。

京都市が環境モデル都市、世界文化自由都市、国際文化観光都市として未来に向かって更に発展していくためには、京都らしい暮らしの知恵や文化を次世代に引き継ぎ、実践していくことが大切です。

消費者市民社会を京都から実現するために、京都に暮らす消費者として一人ひとりが自覚を持ち、地域コミュニティや消費者団体、事業者・事業者団体、行政などと一体となって行動していきましょう。

1 環境に関するもの

それぞれのライフスタイルに合わせて、できるだけ環境への負荷が少ない生活を心がけましょう。

消費生活を営むことは、環境に負荷を与えるという側面があります。消費者市民社会を実現するためには、大量廃棄型社会を見直し、環境にやさしい事業活動や暮らし方に変えていく必要があります。

一つひとつの小さな取組も、それを積み重ねることによって持続可能な社会の実現につながります。

2 安心・安全に関するもの

家庭や地域でのきずなやつながりをいかし、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都」を目指しましょう。

京都ならではの地域力や人間力をいかし、やさしさあふれるおもいやりの心とおもてなしの心で安心安全なまちづくりに取り組みます。

子どもから高齢者まで、すべての人のいのちとくらしが守られることや、お互いに支え合いながら、人と人とのつながりを実感できるようにすることは、消費者トラブルを未然に防ぐうえでも大切です。

3 食に関するもの

「食」を通じた伝統的な食文化の継承，地元産業の振興や地産地消による環境負荷の軽減など，知識を増やして生活にいかすようにしましょう。

京都の食文化には，素材をいかしながら，食の安全・安心にもつながる料理の工夫が数多くあります。また，旬野菜や京都産の食材を購入したり，京都の水道水を飲むことにより，生産や流通面における環境への負荷も軽減されます。

京都の食文化を支える食品の安全性を確保することは，「おもてなし」の心で観光旅行者等を迎えることにもつながります。

4 すまいに関するもの

すまいを通して自然との付き合い方を見つめ直し，環境にやさしい暮らしを実現しましょう。

京都の気候，風土，文化に根差した伝統的な京町家には，夏の暑さや冬の寒さをしのぐためのさまざまな工夫が施され，代々住み継いでいくための住まい方の知恵もあります。

長く大切に使い続ける京都らしい暮らし方の文化を次の世代に引き継ぐことは，持続可能な京都づくりを実現することにもつながります。

5 歩くまちに関するもの

健康で，人と環境にやさしく，まちの活力にもつながる，クルマに頼りすぎない歩くことを中心とした暮らしを大切にしましょう。

「歩くまち・京都」の取組により，クルマの使い方や，公共交通のネットワークなどを含めた交通の在り方全般を，“歩くこと”を中心としたものに大きく転換し，「人が主役の魅力あるまちづくり」を進めることは，健康と環境，そして，京都のまちにとっても望ましいものです。

6 教育に関するもの

生涯を通していろいろなことに興味を持ち，身につけた知識をいかして，より良い京都づくりに向けて行動しましょう。

京都ならではの伝統文化体験や環境教育，食育，生き方探究教育など，子どもの頃からさまざまな学びや体験をすることは，自立した消費者を育むことにつながります。

また，「大学のまち京都」の特性をいかし，生涯を通して誰にでも多様な学びの機会が提供され，その成果が社会に還元されるよう行動することが大切です。

第3章 消費者教育を取り巻く現状と課題

課 題

- ① 必要度の高い消費生活情報を、必要度の高い年齢階層に、重点的に提供できるような取組が必要です。
- ② 特に、消費者被害を未然に防ぐために、インターネット・スマートフォン等に関する正しい知識と危険性等の情報を提供する必要があります。
- ③ 消費生活に必要な幅広い情報を提供する必要があります。
- ④ 情報を周りの人々に伝え、市民全体に広げるための仕掛けづくりが必要です。

第4章 とともに考え・学び・行動する消費者教育

1 幼児期から始めるライフステージ（年齢階層）に応じた体系的な消費者教育

消費者の自立支援や持続可能な社会づくりを目指し、ライフステージやその時代に応じて、生活の管理と契約、環境、安全、食、社会経済など、消費生活に関する知識・技能を身につけるための取組を、幼児期から、さまざまな場において始められるよう、体系的に推進します。

(1) 幼児期

- 子どもと保護者が一緒に消費生活について楽しく学べる取組を行います。
- 「育てる側」に必要な情報提供、特に子どもの不慮の事故防止のための注意喚起を迅速に行います。

(2) 小学生期

- 学校での学びに役立つツールを作成します。
- 学校以外で子どもと保護者が一緒に消費生活について楽しく学べる場を提供します。
- 保護者への消費生活情報の提供やトラブル防止の働きかけを行います。

(3) 中学生期・高校生期

- 学校における消費者教育の一層の充実や積極的な情報提供に努めます。
- 地域をはじめとする学校以外の場における学びの機会の提供に努めます。
- 消費者トラブルを回避するためだけでなく、自らも加害者にならないための知識を提供することで、さまざまな側面から消費者トラブルの防止に努めます。
- インターネットやスマートフォン等の使い方について、消費者トラブルに遭わないよう正しい知識と危険性等の情報を提供します。

(4) 成人期（大学生・専門学校生）

- 契約者としての責任が自覚できるよう、新入生向けのガイダンス等での出前講座による注意喚起を推進します。
- 大学等を通して最新の悪質商法事例等の情報提供を積極的行います。
- 大学での消費者講座の講義内容を充実します。
- 契約トラブル等に関する事例を、若者に届きやすい方法で積極的に情報発信します。

(5) 成人期（一般）

- 本人だけでなく、保護者や見守りの担い手としても必要な情報を提供します。
- 消費生活上のさまざまなトラブルに対処できるよう幅広い知識を提供します。
- いつでも誰でも必要な情報が簡単に入手できるよう、ライフスタイル（生活様式）に配慮したさまざまな手段により情報を提供します。

(6) 成人期（高齢者）

- 関係部局とも連携し、高齢者に対して、悪質商法の手口や対処法などの消費生活情報をより効果的な方法で提供していきます。
- 高齢者自身も見守りの担い手として、消費生活情報の発信や啓発の取組に関わってもらえるよう工夫するなど、地域での見守りを支援します。
- 高齢者自身が関心を持って受け入れてもらい、また、見守りを行う方が伝えやすいかたちで消費生活情報を提供できるよう努めます。
- インターネットやスマートフォン等の使い方について、消費者トラブルに遭わないよう正しい知識と危険性等の情報を提供します。

2 消費者教育の担い手と連携して行う実践的な消費者教育

消費者が、どこにいても消費生活について学べる機会を確保するため、既に家庭や学校、地域などのさまざまな場で消費者教育の担い手として活動されている方々に対し、より一層自覚をもって消費者教育に関わっていただけるよう働きかけていきます。

それと同時に、関係行政部局、大学、消費者団体、事業者・事業者団体などの多様な担い手との連携を図り、実践的かつ効果的に消費生活について学べる機会を提供していきます。

(1) 保護者

- お金の管理や環境・食などに関して、保護者が子どもに教育するためのさまざまな支援を引き続き行います。
- 身の周りの製品の安全に関する知識を学べるよう事故事例やリコール情報などを積極的に発信します。
- 保護者が子どもに対して、消費生活について教えるための知識が得られるよう、PTA活動の中で学習機会を提供できるよう働きかけを行います。

(2) 教職員

- 小・中学校・高等学校の教員には、学習指導要領で実施する体系的な消費者教育の授業に役立つよう、
 - 消費者問題に関する幅広い情報の提供
 - 消費者教育用視聴覚教材の紹介・利用の促進
 - 消費者教育のための研修の充実を行います。
- 大学の教職員には、学生の消費者トラブル防止のための情報を提供するとともに、講座の実施などを働きかけていきます。

(3) 高齢者・幼い子ども・障害のある方等の見守りを行う方々

- 消費生活総合センターを消費者教育推進の拠点として位置付け、消費者トラブルについて学べる場として積極的に周知します。
- 消費者団体や関係部局等とともにさまざまな消費生活講座を実施し、見守りを行う方々に必要な知識を積極的に提供します。
- 地域コミュニティのニーズに合わせた学習機会を提供できる出前講座を積極的に実施します。

(4) 消費者団体

- 消費生活講座等を連携して実施するなど，消費者団体の活動を支援します。
- 消費者団体に対して活動の場を提供します。
- 消費者団体と定期的に消費者教育等に関する情報交換を行います。

(5) 事業者・事業者団体

- 事業者・事業者団体と定期的に情報交換を行うとともに，消費者教育に関する各種イベント・講座等で，積極的な連携を図ります。
- 消費者の視点を持った事業展開を支援するため，事業者に対して，事業に伴う社会的責任に関する啓発講座を実施します。

(6) 行政

- 消費生活総合センターがコーディネーターとなって関係者間で連携・協働して取組を推進するよう努めます。
- 消費生活総合センターが消費者教育の活動拠点となり，さまざまな担い手と連携して講座やイベント等を実施するなど，消費者教育推進の中核としての役割を果たしていきます。

3 配慮を必要とする方々への消費者教育

(1) 障害のある方

- 関係機関とも連携して，障害のある方の消費者トラブルの把握や障害の特性に配慮した情報提供に努めるとともに，見守りを支援します。

(2) 外国人

関係機関と連携し，

- 外国から来られた方に，京都でのくらしや滞在に役立つ情報を提供するように努めます。
- 留学生等に，消費者トラブル防止のための情報を提供します。
- 外国人旅行者が京都での滞在を楽しみ，満足感をもって過ごせるよう，おもてなしの心につながる安心・安全な環境の整備に努めます。

第5章 本市の推進体制等について

- 「消費生活行政推進会議」、「消費者教育専門委員会」において、庁内における消費者教育を推進するための連携体制を確保しています。
- 京都市消費生活審議会を消費者教育推進法で定める「消費者教育推進地域協議会」として位置付け、消費者教育推進計画の進ちょく状況等を報告し、点検・評価していきます。
- 京都らしさを十分にいかした消費者市民社会の実現に向けて、消費者、消費者団体、事業者・事業者団体などと連携していきます。

皆様からの御意見をお待ちしています！



クーリング・オフマン

このパンフレットは、計画素案の概要をまとめたものです。

本冊子及び京都市消費者教育推進計画（案）の全文冊子は、消費生活総合センターのホームページ（<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/13-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>）に掲載しています。

提出方法

郵送、FAX、又は電子メールで提出してください。様式は自由です。本冊子にある記入用紙（9ページ）を御利用いただいても結構です。

- ※ この意見募集で収集した個人情報につきましては、「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。
- ※ 御意見につきましては、募集の終了後に、その概要及び御意見に関する本市の考え方を取りまとめ、消費生活総合センターのホームページで公表します。
- ※ なお、お寄せいただいた御意見等に対する個別の回答は行いません。また、提出いただいた書類の返却はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

【募集期間】 平成27年2月●●日（●）～平成27年3月●●日（●）〔必着〕

【問合せ先・送付先】 〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角

アーバネックス御池ビル西館4階

京都市文化市民局市民生活部 消費生活総合センター

電話：075-256-1110 FAX：075-256-0801

電子メール：soudan@city.kyoto.jp

